

## 不登校児童生徒民間施設利用支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒のそれぞれの状況に応じた居場所・学びの場の確保につなげることを目的として、その保護者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年岡山市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不登校児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、心理的、情緒的、身体的又は社会的要因・背景により登校しない又はすることができない状況にあるものをいい、病気又は経済的理由による場合を除く。
- (2) 保護者等 不登校児童生徒の親権者、未成年後見人その他その不登校児童生徒を現に監護する者
- (3) 不登校児童生徒を支援する民間施設等 不登校児童生徒に対して学習活動、体験活動、教育相談又はソーシャルスキルの指導や社会的自立を促進する支援活動を行う民間施設又は団体をいい、法第1条に規定する学校を除く。
- (4) 登録施設 不登校児童生徒を支援する民間施設等のうち、第15条の規定により教育委員会が登録した施設をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、不登校児童生徒の保護者等であり、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 岡山市内に住所を有する対象児童生徒の保護者等であること。
- (2) 申請のあった月の前1年以内に30日以上、在籍する学校（以下「在籍校」という。）の授業日に登校していない対象児童生徒の保護者等であること。
- (3) 在籍校の授業時間内に登録施設に通所している対象児童生徒の保護者等であること。
- (4) 登録施設の利用料を負担していること。
- (5) 市が、関係機関、在籍校及び登録施設に対して、対象児童生徒に係る申請情報を提供し、申請内容について確認することに同意していること。
- (6) 他の地方公共団体等から、同種の補助金等の交付を受けていないこと。

(7) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象児童生徒が登録施設に通所する際に保護者等が支払った利用料とする。ただし、次の各号に該当する費用を除くものとする。

- (1) 入会金又は入学金その他施設の利用開始に係る初期費用
- (2) 教材費、交通費、食費、寮費その他の付随的費用
- (3) 本補助金以外の補助金等が交付された費用又は交付される見込みがある費用
- (4) その他、教育委員会が補助対象経費として不相当と認める費用

2 対象児童生徒が複数の登録施設を利用している場合は、それぞれの利用料を合計した額を補助対象経費の算定基礎とする。

(補助金額)

第5条 補助対象期間における各月の補助対象経費の2分の1の額とし、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。ただし、対象児童1人につき月額10,000円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金交付申請書（様式第1号）に岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金実績証明書（様式第2号）、振込先口座の通帳の写し（もしくはそれに準ずるもの）を添付して教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出期限は次のとおりとする。

- (1) 第1期（4月～7月利用分） 8月31日
- (2) 第2期（8月～12月利用分） 1月31日
- (3) 第3期（1月～3月利用分） 3月31日

(実績報告書等の提出)

第7条 規則第16条第2項に基づき、実績報告は省略する。

(補助金額の交付決定及び補助金額の確定)

第8条 教育委員会は、第6条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定するとともに、相当と認めた場合は交付すべき補助金額を確定する。

2 相当と認めた場合は、岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金交付決定及び確定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

3 不相当と認めた場合は、岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（請求書の提出）

第9条 交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金交付請求書（様式第5号）にその他教育委員会が必要と認める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 教育委員会は、前条の請求書が適正であると認めるときは、申請書に記載された金融機関口座への振込みにより補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し及び補助金の返還）

第11条 教育委員会は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に定める要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他教育委員会が不相当と認める場合

2 教育委員会は、前項の規定に基づき交付決定を取り消す場合は、岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定に基づき交付決定を取り消した場合において、既に交付された補助金があるときは、岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金返還命令書（様式第7号）により、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

4 交付決定者は、補助金の返還に関する命令を受けた場合、命令書に記載された期限までに、当該補助金を教育委員会が指定する方法で返還しなければならない。

（登録施設の基準）

第12条 教育委員会が、登録施設として登録することができる不登校児童生徒を支援する民間施設等は、次の各号をすべて満たす施設とする。

- (1) 不登校児童生徒を支援する民間施設等として1年以上の活動実績があること。
- (2) 原則として週1回以上開所し、利用者が在籍する学校の授業時間内に不登校児童生徒の受け入れができる通所型施設であること。
- (3) 不登校児童生徒を支援する民間施設等を運営する者（法人、個人は問わない）が不登校児

童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有していること。

- (4) 営利本位ではなく、入会金、利用料（月額・年額等）等の費用が明確にされており、本補助金の補助対象経費についても保護者等に情報提供がなされていること。また、パンフレットやホームページ等で広く情報提供がされていること。
- (5) 各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。また、児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。
- (6) 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的とし、社会的な自立を目指すものであること。また、児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような支援を前提としていること。
- (7) 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が少なくとも学期に1回程度は、支援計画等をもとに支援の方向性を共有し、密接な連携体制を構築できること。
- (8) 業務上、知り得た児童生徒等の個人情報適切に管理できる体制を整備していること。
- (9) 以下の全ての安全確保措置と情報管理措置を講じていること。
  - ア. 採用選考時、誓約書等の提出により求職者の特定性犯罪前科の有無を確認していること。
  - イ. 児童生徒に対する日常的な観察、定期的な面談又はアンケート等、被害を早期に把握するための措置を講じていること。
  - ウ. 児童生徒や保護者が容易に相談できる相談窓口（施設内部及び外部の専門窓口）を周知していること。
  - エ. 児童対象性暴力等の防止、早期把握、調査、被害児童等の保護・支援に関する事項を定めた「児童対象性暴力等対処規定」を策定し、遵守していること。
  - オ. 全ての従事者に対し、こども家庭庁が定める標準的な内容を含む性暴力防止研修を、採用時及び定期的に受講させていること。
  - カ. 特定性犯罪前科等を含む機微な情報について、管理責任者の設置や情報管理規程の策定等により、特に厳格な管理を行っていること。
- (10) 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
- (11) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
- (12) 施設の運営主体が暴力団または暴力団経営支配法人等でないこと。
- (13) 不登校児童生徒を支援する民間施設等を運営する者に市税の滞納がないこと。
- (14) その他、教育委員会が必要と認める基準。

(登録施設の協力事項)

第13条 登録施設は、次に掲げる事項に協力しなければならない。

- (1) 市又は在籍校の要請により不登校児童生徒に関する必要な情報を提供するなど、市及び在籍校と連携を図ること。
- (2) 不登校児童生徒の毎月の通所状況や活動内容等を、在籍校に報告すること。
- (3) 岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金実績証明書(様式第2号)を、申請者に対し交付すること。
- (4) 岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金実績証明書(様式第2号)を発行した利用者一覧を別途教育委員会に報告すること。
- (5) 市から要請があった場合、市による現地調査等に協力すること。

(施設の登録申請)

第14条 不登校児童生徒を支援する民間施設等を運営する者が、当該施設を登録施設として登録しようとするときは、岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金施設登録申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 施設の概要等が分かるもの  
例：施設の方針、行っている支援の内容、施設利用料等の分かるパンフレット等
  - (2) 学校との連携内容が分かる書類  
例：各月の通室状況を学校へ報告するための様式等
  - (3) 滞納無証明
  - (4) その他、教育委員会が必要と認めるもの
- 2 当該年度の登録施設として登録を受けようとする者は、各年度の1月31日までに、前項に規定する登録申請を行うものとする。

(施設の登録)

第15条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、現地調査等を行うものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による審査に当たり、必要があると認めるときは、申請をした者に対し追加資料の提出等を求めることができる。
- 3 教育委員会は、第1項の規定による審査等の結果、登録施設と認めるときは、岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金施設登録決定通知書(様式第9号)により、申請をした者に通知するものとする。
- 4 教育委員会は、第1項の規定による審査等の結果、登録施設としないことを決定したときは、岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金施設不登録決定通知書(様式

第10号)により、申請をした者に通知するものとする。

5 第3項の規定による施設の登録は、原則として次年度以降に引継ぐものとする。

(登録施設の変更、休止及び廃止)

第16条 前条第3項の規定により通知を受けた者(以下「登録施設運営者」という。)は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金施設登録変更届(様式第11号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 登録施設運営者は、登録を休止又は廃止するときは、速やかに岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金施設登録休止・廃止届(様式第12号)を教育委員会に提出しなければならない。

(施設の登録取消)

第17条 教育委員会は、登録施設が第12条に規定する基準及び第13条に規定する事項を満たさなくなったときは、第15条第3項の規定による登録を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により施設の登録を取り消したときは、岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金施設登録取消通知書(様式第13号)により、当該施設を運営する者に通知するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行

様式第1号（第6条関係）

岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金交付申請書

年 月 日

岡山市教育委員会 様

申請者 住 所  
(保護者等) 氏 名  
児童生徒との関係

岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

1 児童生徒の状況

ふりがな	
児童生徒氏名	
生年月日	年 月 日
学校名・学年・組	学校 年 組
学校の欠席状況	日間欠席（申請月から過去1年間）
通所している民間施設名	

※欠席状況について不明な場合は在籍校に問い合わせてください。

2 申請者の連絡先

電話番号	
メールアドレス	

※審査後、交付または不交付の決定通知が登録されたメールアドレスに届きます。

3 振込先（申請者の口座情報を記入）

口座名義人 (カタカナで記入)						
金融機関コード		支店コード				
金融機関		銀行・信金 信組・農協		支店・支所 出張所		
口座番号 (右詰めで記入)	普通・当座 (どちらかに○)					

#### 4 通所回数及び利用料等

月	授業日の通所回数	授業日の通所について 支払済の利用料	補助金額 (各月利用料の半額・上限1万円)
月	回	円	円
月	回	円	円
月	回	円	円
月	回	円	円
月	回	円	円
合計		円	円

※土日祝、長期休業日等、授業日以外の日の通所は対象外です。

※通所回数が0回の月についても通所回数、利用料共に「0」と入力してください。

#### 5 同意事項

補助金交付の審査にあたり、以下のことに同意します。

- ・市が、申請者について市税の納付状況を確認すること。
- ・市が、関係機関、在籍校及び不登校児童生徒を支援する民間施設等に対して、対象児童生徒に係る申請情報を提供し、申請内容について確認すること。
- ・在籍校と民間施設等間において、通所している児童生徒について支援計画等の個人情報共有すること。

#### 6 関係書類

※対象児童生徒が2人以上の場合は、1人ずつに申請書類を作成してください。

※岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金実績証明書(様式第2号)、振込先口座の通帳の写し(もしくはそれに準ずるもの)を添付してください。

様式第2号（第6条関係）

岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金実績証明書

年 月 日

対象児童生徒名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

今期の合計利用料 (補助対象経費)	円
----------------------	---

内訳

月	通所回数	利用料（補助対象経費）
月	回	円
月	回	円
月	回	円
月	回	円
月	回	円

※土日祝、長期休業日等、授業日以外の日の通所は対象外です。

※通所回数が0回の月についても利用料に「0」と入力してください。

※以下の経費は利用料から除いてください。

- (1) 入会金又は入学金その他施設の利用開始に係る初期費用
- (2) 教材費、交通費、食費、寮費その他の付随的費用
- (3) 本補助金以外の補助金等が交付された費用又は交付される見込みがある費用
- (4) その他、教育委員会が補助対象経費として不適当と認める費用

上記のとおり、当施設へ通所し利用料を払っていることに相違ありません。

年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

様式第3号（第8条関係）

岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金交付決定及び確定通知書

第 号

年 月 日

様

岡山市教育委員会

（公 印 省 略）

年 月 日付で申請のあった 年度岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等  
利用支援補助金については、次のとおり交付決定及び金額を確定したので、岡山市不登校児童生  
徒を支援する民間施設等利用支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

補助対象経費額	円	
交付決定通知額 交付確定額	円	
対象期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月	
対象児童生徒	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	在 籍 校	
	学 年 組	年 組

様式第4号（第8条関係）

岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

岡山市教育委員会  
(公 印 省 略)

年 月 日付で申請のあった 年度岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等  
利用支援補助金については、次の理由により不交付とすることを決定したので、岡山市不登校児  
童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

様式第5号（第9条関係）

岡山不登校児童生徒を支援する民間施設等民間施設等利用者支援補助金交付請求書

年 月 日

岡山市教育委員会 様

申請者 住 所  
(保護者等) 氏 名  
電 話 番 号  
児童生徒との関係

年 月 日付岡 第 号で、交付決定のあった岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等民間施設利用者支援補助金について、岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

対象児童生徒	
交付決定通知額 交付確定額	円
交付請求金額	円

様式第6号（第11条関係）

岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

岡山市教育委員会  
(公印省略)

年 月 日付岡 第 号で補助金の交付の決定をした 年  
度岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金について、次のとおり交付  
決定を取り消したので、岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金交付  
要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

交付決定通知額 交付確定額	円
取消額	円
取消後の交付決定通知額 及び交付確定額	円
取消理由	

様式第7号（第11条関係）

岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金返還命令書

第 号  
年 月 日

様

岡山市教育委員会  
(公印省略)

年 月 日付岡 第 号で補助金の交付の決定をした 年  
度岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金について、岡山市不登校児  
童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金交付要綱第11条第3項の規定により、次の  
とおり返還を命じます。

記

返還額	円
返還期限	年 月 日 まで
補助金の既交付額	円
交付年月日	年 月 日
返還を命ずる理由	

様式第8号（第14条関係）

岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金施設登録申請書

年 月 日

岡山市教育委員会 様

申請者 施設名  
施設代表者名

岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金交付要綱第14条第1項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

1 施設の状況

施設所在地	
施設名	
施設代表者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
設立日	年 月 日
開所日	日（週に開所している日数）
開所時間	時 分 ～ 時 分
施設従事者数	人

2 関係書類

(1) 施設の概要等が分かるもの

例：施設の方針、行っている支援の内容、施設利用料等の分かるパンフレット 等

(2) 学校との連携内容が分かる書類

例：各月の通室状況を学校へ報告するための様式 等

(3) 滞納無証明書

1	不登校児童生徒を支援する民間施設等として <u>1年以上の活動実績</u> があること。
2	原則として週1回以上開所し、利用者が <u>在籍する学校授業時間内</u> に不登校児童生徒の受け入れができる <u>通所型施設</u> であること。
3	不登校児童生徒を支援する民間施設等を運営する者（法人、個人は問わない）が不登校児童生徒に対する <u>相談・指導等</u> に関し深い理解と知識又は経験を有していること。
4	営利本位ではなく、入会金、利用料（月額・年額等）等の費用が明確にされており、本補助金の補助対象経費についても <u>保護者等に情報提供がなされていること</u> 。また、 <u>パンフレットやホームページ</u> 等で広く情報提供がされていること。
5	各施設にあつては、 <u>学習、心理療法、面接等</u> 種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。また、 <u>児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備</u> を有していること。
6	不登校児童生徒に対する <u>相談・指導</u> を行うことを主たる目的とし、 <u>社会的な自立を目指すもの</u> であること。また、児童生徒が <u>自ら登校を希望した際に</u> 、 <u>円滑な学校復帰が可能となるような支援</u> を前提としていること。
7	児童生徒のプライバシーに配慮の上、学校と施設が <u>少なくとも学期に1回程度</u> は、支援計画をもとに <u>支援の方向性を共有</u> し、密接な連携体制を構築できること。
8	業務上、知り得た児童生徒等の <u>個人情報</u> を適切に管理できる体制を整備していること。
9	以下の全ての安全確保措置と情報管理措置を講じていること。 ア. 採用選考時、誓約書等の提出により求職者の特定性犯罪前科の有無を確認していること。 イ. 児童生徒に対する日常的な観察、定期的な面談又はアンケート等、被害を早期に把握するための措置を講じていること。 ウ. 児童生徒や保護者が容易に相談できる相談窓口（施設内部及び外部の専門窓口）を周知していること。 エ. 児童対象性暴力等の防止、早期把握、調査、被害児童等の保護・支援に関する事項を定めた「児童対象性暴力等対処規定」を策定し、遵守していること。 オ. 全ての従事者に対し、こども家庭庁が定める標準的な内容を含む性暴力防止研修を、採用時及び定期的に受講させていること。 カ. 特定性犯罪前科等を含む機微な情報について、管理責任者の設置や情報管理規程の策定等により、特に厳格な管理を行っていること。
10	体罰などの <u>不適切な指導</u> や <u>人権侵害行為</u> が行われていないこと。
11	<u>政治活動</u> 又は <u>宗教活動</u> を主たる目的としていないこと。
12	施設の運営主体が <u>暴力団</u> または <u>暴力団経営支配法人</u> 等でないこと。
13	不登校児童生徒を支援する民間施設等を運営する者に <u>市税の滞納</u> がないこと。
14	その他、教育委員会が必要と認める基準を満たすこと。

登録申請を行うに当たり、当施設が上記の各号にいずれにも該当することを誓約します。

代表者署名

\_\_\_\_\_

様式第9号（第15条第3項関係）

岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金施設登録決定通知書

第 号

年 月 日

様

岡山市教育委員会

（公 印 省 略）

年 月 日付で申請のあった岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金施設登録については、次のとおり決定したので、岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金交付要綱第15条第3項の規定により通知します。

記

施設所在地	
施設名	
施設代表者氏名	
電話番号	

様式第10号（第15条第4項関係）

岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金施設不登録決定通知書

第 号

年 月 日

様

岡山市教育委員会

（公 印 省 略）

年 月 日付で申請のあった岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金施設登録については、次の理由により不登録とすることを決定したので、岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金交付要綱第15条第4項の規定により通知します。

記

以上

様式第11号（第16条関係）

岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金施設登録変更届

年 月 日

岡山市教育委員会 様

申請者 施設名

施設代表者名

次のとおり登録事項に変更があったため、岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金交付要綱第16条第1項の規定により、届け出ます。

施設所在地		
施設名		
施設代表者氏名		
電話番号		
変更事項	変更前	
	変更後	
理由		

様式第12号（第16条第2項関係）

岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金施設登録休止・廃止届

年 月 日

岡山市教育委員会 様

申請者 施設名

施設代表者名

次のとおり休止・廃止があったため、岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金交付要綱第16条第2項の規定により、届け出ます。

施設所在地	
施設名	
施設代表者氏名	
電話番号	
休止・廃止日	年 月 日
休止・廃止理由	

様式第13号（第17条関係）

岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金施設登録取消通知書

第 号

年 月 日

様

岡山市教育委員会

（公 印 省 略）

年 月 日付岡 第 号で施設登録決定をした岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金施設について、次のとおり施設登録を取り消したので、岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金交付要綱第17条第2項の規定により通知します。

記

施設所在地	
施設名	
施設代表者氏名	
電話番号	
取消理由	